



獨協医科大学病院

令和6（2024）年度

獨協医科大学病院 歯科臨床研修プログラム

獨協医科大学病院 臨床研修センター

目 次

1. 臨床研修の理念	1
2. 研修プログラムの名称と特色	1
3. 臨床研修における到達目標と必要症例数	2
4. 研修施設の概要	10
5. 臨床研修を行う分野及び研修期間	10
6. 研修歯科医の管理指導体制	11
7. 研修歯科医の評価	12
8. 研修歯科医の募集定員並びに募集及び採用の方法	12
9. 研修歯科医の処遇に関する事項	13

令和 6（2024）年度 獨協医科大学病院 歯科臨床研修プログラム

【1. 臨床研修の理念】

歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号・以下「法」という）第 16 条の 2 第 1 項に基づいて、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできる内容をもった臨床研修を行う。

「歯科医師としての人格」には、知性を磨き、徳を身につけ、優しさと献身性を示し、患者や医療スタッフから信頼される歯科医師としての理想像が含意されている。

「社会的役割」には、眼前の患者に最大限貢献することは当然として、人の集団、社会と医療の体制、公衆衛生へも注意を向けるよう喚起を促している。

「基本的な診療能力」とは、将来携わる専門診療の種類にかかわらず、全ての歯科医師に共通して求められる幅広い診療能力をいう。以上を歯科臨床研修プログラムの基本理念とし、研修を実施する。

【2. 研修プログラムの名称と特色】

研修プログラム名称：獨協医科大学病院歯科臨床研修プログラム

プログラム責任者氏名：川又 均（口腔外科 診療部長）

研修プログラムの特色：

獨協医科大学病院（以下本院という）を単独型臨床研修施設とする。研修期間は、法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修を 1 年間（12 ヶ月）行い、臨床研修修了の認定は 1 年次修了時に行う。

なお、診療においては歯科医師臨床研修制度の到達目標に則り有病者歯科及び一般歯科診療を中心とするが、希望者においては当院歯科口腔外科の専門領域での研修も可能であり、口腔外科手術、重症患者の入院診療や救急外来における診療、外傷診療等のように診療所では経験できない様々な症例を経験できることが特徴であり魅力でもある。

1 年次修了後はレジデント（専攻歯科医）として資格が得られ、さらなる臨床研鑽を行うことが可能である。

【3. 臨床研修における到達目標と必要症例数】

1年間の歯科初期臨床研修における到達目標は、

- ① 歯科医師としてのあらゆる行動を決定づける基本的価値観（プロフェッショナリズム）
- ② 歯科医師に求められる具体的な資質・能力
- ③ 研修修了時にほぼ独立して遂行できる基本的診療業務

以上の①～③の3つの領域から構成され、歯科医師としての行動の背後にある考えや価値観、知識、技術、態度・習慣などを包括した構成としている。（以下詳細）1年間（12ヵ月）の研修修了時にはこれらの領域において目標に到達することを研修修了の要件とする。

また、到達目標が達成されているか否かの評価は、研修歯科医評価票（指導歯科医や看護師等の観察とその記録）によりプログラム責任者が評価する。

歯科医師臨床研修の到達目標

歯科医師は、病める人の尊厳を守り、医療の提供と公衆衛生の向上に寄与する職業の重大性を深く認識し、歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）及び歯科医師としての使命の遂行に必要な資質・能力を身に付けなくてはならない。歯科医師としての基盤形成の段階にある研修歯科医は、基本的価値観を自らのものとし、基本的診療業務ができるレベルの資質・能力を修得する。

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、限りある資源や社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。診療面や研究面、教育面において、倫理原則や関連する法律を理解した上で個人情報に配慮する。

さまざまな意思決定の場面で、倫理に関わる用語を用いて理由づけができなくてはならない。

- ①人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
- ②患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
- ③倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
- ④利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
- ⑤診療、研究、教育の透明性を確保し、不法行為の防止に努める。

2. 歯科医療の質と安全管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

- ①医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
- ②日常業務の一環として報告・連絡・相談を実践する。
- ③医療事故等の予防と事後の対応を行う。
- ④歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
- ⑤医療従事者の健康管理（予報接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題に対して、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ①頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ②患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。

患者に対面し、主として言語を介したコミュニケーションにより病歴を把握したうえで、身体診察、検査を行う。そうして得られたさまざまな情報に基づいて病態を把握し、診断を下し、治療を行う。患者に危害を加えることのないよう最大限の注意を払いつつ、この一連のプロセスを繰り返し、安全かつ効率的な診療行為を身に付けなくてはならない。

- ①患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ②診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。他者への思いやり・優しさを患者からの信頼感獲得につなげるためには、社会人としてのエチケット・マナーを身に付け、思いやり・優しさを適切に表出できなくてはならない。患者アウトカム（症状の軽減・消失、QOLの改善、疾病の治癒、生存期間の延長など）は、患者が歯科医師を信頼しているか

どうかによっても左右される。

- ①適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ②患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。歯科医師にはない知識や技術を有するさまざまな医療職と協働する必要がある、そのような他職種の役割を理解しコミュニケーションをとり、連携を図らなくてはならない。また、慢性疾患のマネジメントでは、とりわけ患者や家族の役割が重要となる。

- ①歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- ②多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

7. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

提供される医療へのアクセスやその内容は、どのような社会体制(医療提供体制や保険制度など)のもとでの医療なのかによって大きく左右される。疾病への罹患(その裏返しである疾病の予防)を決定する重要な因子の一つが社会経済的要因であることを理解し、社会という広がりをもった全体の中での効果的・効率的な医療の提供を意識して行動する必要がある。

- ①健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ②地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要に備える。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

眼前の患者への標準的な診療を提供するだけでなく、医学の発展に寄与することも望まれる。根拠に基づく医療(EBM)は、すでに確立されたエビデンスを診療現場で用いる手順であるが、エビデンスを作る過程にも可能な範囲で貢献できるよう臨床研究に関する基本的知識や方法を身に付ける。

- ①医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
- ②科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③臨床研究や治験の意義を理解する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の医師・歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

医学の発展速度は早く、提供する医療は複雑化し、複数の医療者が関わらざるを得ない場面がますます多くなってきている。新しい知識や技術を滞りなく身に付けるためには、診療現場で同僚や他の多くの医療職と共に学ぶこと（ピア・ラーニング）が必須とされる。

場面によっては、患者と共に、あるいは患者から学ぶ姿勢も望まれる。

- ①急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ②同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。

C. 基本的診療業務

コンサルテーションや医療連携が可能な状況下で、以下の各領域において、単独で診療ができる。指導歯科医がそばにいないとしても、必要時には連絡が取れる状況下であれば、一般外来、病棟、初期救急などの診療現場で、一人で診療しても対応可能なレベルまで診療能力を高めることが研修修了の要件である。

1. 基本的診療能力等

本項目は、「B. 資質・能力」のうち、「2. 歯科医療の質と安全管理」「3. 医学知識と問題対応能力」「4. 診療技能と患者ケア」「5. コミュニケーション能力」に相当する。

（1）基本的診察・検査・診断・診療計画

①患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。

- ・目標症例数：20例
- ・研修内容：

患者の抱えている身体的、精神的、社会的問題点を把握し、医療人・社会人として適切な態度、清潔感のある身だしなみ、丁寧な言葉づかいを心がけ医療面接を行う。患者の主訴、現病歴、既往歴、家族歴、社会歴について聴取する。

②全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。

- ・目標症例数：20例
- ・研修内容：

個々の患者の心身両面にわたる全身状態を適切に評価し、口腔顎顔面・頭頸部領域の客観的な所見を理学的検査（視診、触診、打診、聴診）にて診察する。得られた所見を総合的に評価し臨床診断を行い、併せて鑑別すべき疾患を列挙する。

③診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。

- ・目標症例数：20例
- ・研修内容：

推定した臨床診断から確定診断を得るために、種々の検査法の特徴を理解のうえ適切な検査法を選択し実施する。検査で得られた所見を評価しその意義を理解する。

④病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。

- ・ 目標症例数：20例
- ・ 研修内容：

問診で得られた情報および臨床所見、検査所見から鑑別すべき疾患を検討し確定診断を行う。

⑤診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。

- ・ 目標症例数：20例
- ・ 研修内容：

個々の患者の口腔内所見のみでなく、全身状態や患者背景を十分に把握した上で治療計画を立案する。治療に際し問題となる全身疾患を有している場合は、主治医へ病状照会を行い、個々の病態に併せた適切な対応を検討する。

⑥必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。

- ・ 目標症例数：20例
- ・ 研修内容：

診断の根拠や病態、治療法、治療に伴う合併症、代替となる治療法について平易な言葉を用いて患者・家族に対し説明を行う。治療法について患者に選択の機会を与えたうえで同意を得る。

(2) 基本的臨床技能等

①歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。

- ・ 目標症例数：20例
- ・ 研修内容：

ブラッシング指導、う蝕予防処置に加え、口腔疾患が全身に及ぼす影響および全身疾患が口腔に及ぼす影響について患者に説明する。

②一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。

a. 歯の硬組織疾患

- ・ 目標症例数：10例
- ・ 研修内容：
 - 1) コンポジットレジン充填：5例
 - 2) インレー修復：5例

b. 歯髄疾患

- ・ 目標症例数：10例
- ・ 研修内容：
 - 1) 抜髄：5例
 - 2) 感染根管処置：5例

c. 歯周病

- ・ 目標症例数：10例
- ・ 研修内容：
 - 1) スケーリング、ルートプレーニング：8例
 - 2) 歯周外科手術：2例

d. 口腔外科疾患

- ・ 目標症例数：30例
- ・ 研修内容：
 - 1) 普通抜歯：10例
 - 2) 難抜歯：5例
 - 3) 埋伏智歯抜歯：5例
 - 4) 口腔内消炎処置：5例
 - 5) 顎関節症に対するスプリント療法：5例

e. 歯質と歯の欠損

- ・ 目標症例数：10例
- ・ 研修内容：
 - 1) 歯冠補綴：5例
 - 2) ブリッジ：3例
 - 3) 部分床義歯：1例
 - 4) 全部床義歯：1例

f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下

- ・ 目標症例数：10例
- ・ 研修内容：
 - 1) 舌圧測定：2例
 - 2) 咬合力測定：2例
 - 3) 口腔水分計測定：2例
 - 4) 嚥下内視鏡検査：4例

③基本的な応急処置を実践する。

- ・ 目標症例数：5例
- ・ 研修内容：

歯髄炎、根尖性歯周炎、歯の外傷など応急処置を要する歯科疾患に対し適切な処置を行う。

④歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。

- ・ 目標症例数：10例
- ・ 研修内容：

歯科処置、口腔外科手術前に患者の体調の確認、血圧測定、脈拍測定、呼吸状態の確認を行う。

⑤診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。

- ・ 目標症例数：20例
- ・ 研修内容：

診療録は一般的事項、医療管理的事項、医学的事項について遅滞なく記載する。診療に関わる文書については患者氏名や担当医名、文書作成日時、押印など必要事項をもれなく記載する。

⑥医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。

- ・ 目標症例数：5例
- ・ 研修内容：

患者の取り違え、治療部位の誤り、投薬の誤りなどが重大な医療事故の原因となることを理解する。事故予防策として、診療時に患者本人に氏名、生年月日を確認することを徹底する。治療開始前に治療部位についてカルテ内容を確認し、併せて患者本人にも確認する。投薬を行う際は、患者氏名、薬剤名、投与量、投与経路、投与回数、アレルギーの有無などについて必ず確認を行う。

(3) 患者管理

①歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。

・目標症例数： 5例

・研修内容：

全身疾患（循環器疾患、脳血管疾患、呼吸器疾患、代謝性疾患など）のなかでも歯科治療上特に問題となる疾患については、その疾患の病態および治療法の概要や治療薬（薬理作用及び薬物相互作用を含む）について理解する。

②患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。

・目標症例数： 5例

・研修内容：

全身疾患を有する患者において、医科主治医へ病状照会を行い双方の治療内容の共有を図る。

③全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。

・目標症例数： 5例

・研修内容：

全身疾患を有する患者における歯科治療に際し、心電図・血圧モニターを装着し循環動態の監視を行う。また、必要に応じ静脈路を確保し輸液管理を行う。

④歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。

・目標症例数： 5例

・研修内容：

歯科治療中に偶発症が発生した際に、バイタルサインを確認し状態に応じた適切な処置を行う。

⑤入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。

・目標症例数： 5例

・研修内容：

患者の有している全身疾患を理解し、適切な周術期口腔機能管理計画を立案の上、必要な歯科治療を実施する。

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

①妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。

・目標症例数：妊娠期： 3例、乳幼児期 3例、学齢期 3例、成人期 5例、高齢者 5例

・研修内容：

各年齢段階における身体的・精神的特徴を理解し、それぞれの時期に応じた適切な口腔衛生指導、口腔機能管理を実施する。

②各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。

・目標症例数： 5例

・研修内容：

各年齢段階における身体的・精神的状況を十分に把握し歯科治療を行う。

③障害を有する患者への対応を実践する。

・目標症例数：3例

・研修内容：

身体的・精神的障害を有する患者に対する適切な対応を検討した上で歯科治療、口腔衛生指導を実施する。

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

本項目は、関連する「B. 資質・能力」6. チーム医療の実践」「7. 社会における歯科医療の実践」に相当する具体的な到達目標を示す。

(1) 歯科専門職間の連携

①歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。

・目標症例数：10例

②歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。

・目標症例数：10例

③多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。

・目標症例数：10例

(2) 多職種連携、地域医療

1) 研修方法：・職種連携として口腔ケア（他科の入院患者さんに対し口腔外科の外来担当医としてその病棟に回診し、その科の主治医と連携する）を実践する。

・看護師等と連携しながらその患者の科の病棟で研修（口腔ケアの研修）

・地域包括ケアについては講義形式にて実施する。

2) 目標症例数：地域包括ケアシステムについての講座（当院主催）を1講座以上受講する。

多職種連携については口腔ケアチームの活動に5回以上参加する。

①地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。

②地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。

③がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。

④歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。

⑤入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。

※③、④、⑤の項目についてはいずれかより2項目以上達成すること（各項目目標症例数：5例）。

(3) 地域保健

1) 研修方法 : 講義形式にて実施。

2) 目標症例数: 最低 1 講座受講

①地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。

②保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

1) 研修方法 : 入職時オリエンテーションや厚生局による新規歯科保険医集団指導に参加する。

2) 目標症例数: 各 1 講座以上受講

①医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

②医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。

③介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

【4. 研修施設の概要】

施設名	獨協医科大学病院		
所在地	〒321-0293 栃木県下都賀郡壬生町大字北小林 880 番地		
電話	0282-86-1111 (代表)		
臨床研修施設長	病院長	麻	生 好 正
研修実施責任者	口腔外科部長	川	又 均
プログラム責任者	口腔外科部長	川	又 均
事務部門の責任者	事務部長	伊	藤 公 三

【5. 臨床研修を行う分野及び研修期間】

当プログラムでは 1 年間 (12 ヶ月) を通じ獨協医科大学病院口腔外科外来にて臨床研修を実施する。到達目標を達成するために必要な研修について有病者に対する一般歯科診療を通じ実践することを基本とする。

なお、口腔外科医を目指す者に対しては、口腔外科外来および病棟にて周術期の管理や口腔外科手術等のより広範囲の歯科医療についての知識、態度および技能を習得するために下記項目についても研修を行うことができる。

(1) 周術期管理

【一般目標】

歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

①バイタルサインを観察し、異常を評価する。

- ②服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。
- ③全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。
- ④歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。
- ⑤一次救命処置を実践する。
- ⑥二次救命処置の対処法を説明する。

(2) 病棟管理

【一般目標】

口腔外科疾患にて入院中の患者に対する周術期管理を習得する。

【行動目標】

- ①血管穿刺法を実践する。
- ②カテーテル管理法を実践する。
- ③術後リハビリテーション法を実践する。
- ④当直業務を行い周術期管理を実践する。

【6. 研修歯科医の管理指導体制】

(1) 管理体制

研修歯科医は研修期間中、病院長直轄の臨床研修センターに所属する。研修全般の管理は歯科臨床研修管理委員会で行う。歯科臨床研修管理委員会の下に臨床研修センター運営委員会及び臨床研修センターを置き、運営実務を行う。プログラムの管理・運営は、臨床研修センター運営委員会及び臨床研修センターと指導歯科医が行い、定期的に研修の進捗状況を確認する。

(2) 指導体制

病院長のもとにセンター長を置く。必要に応じ副センター長を置く。また、診療科には研修指導責任者及び主任指導歯科医を置く。

(3) 指導歯科医

実効のある臨床研修を実施するためには、積極的に取り組む指導歯科医の存在が不可欠である。病院としてその養成に努力し、意欲に報いる処遇を明確にする必要がある。

- ①指導歯科医は診療部長が推薦する原則として7年以上の臨床経験を有し指導歯科医資格を有した者を充てる。
- ②臨床研修事項に関しては診療部長の了承のもとに指導歯科医が優先的に決定するが、常に診療部長に報告しなければならない。診療上の最終責任は診療部長が負う。
- ③研修は指導歯科医、主治医、研修歯科医が診療チームを構成し屋根瓦方式にて行われる。なお、研修歯科医は主治医になることはできない。

(4) 医療安全

患者に安全な医療を提供することは、全ての医療機関にとって不可欠な要件である。当院では医療安全推進センターが十分に機能しうる体制になっており、必要な講習会も開催するが、

些細なインシデント、アクシデントレポートでも重要な報告として認識すべきであり、臨床研修センター運営委員会にて研修歯科医が関与したインシデント、アクシデント事例について報告・され、評価・改善・再発防止に努めている。

【7. 研修歯科医の評価】

臨床研修に係る研修歯科医の評価は、(1) 研修期間中の評価（形成的評価）と(2) 研修期間終了時の評価（総括的評価）から構成される。

(1) では「研修歯科医評価票」を、(2) では「臨床研修の目標の達成度判定票」を用いて実施する。なお、研修歯科医の臨床研修の修了判定には、①到達目標症例数の達成、②研修歯科医評価票（指導歯科医・医療従事医者の観察とその記録）の評価が1・2・3・4の4段階で3以上に到達していることを確認し、臨床研修の到達目標の達成状況を判定する。

なお、全項目中1つでも未達の項目があれば最終判定は未達となり、研修修了は認められない。

1. 臨床研修の目標の達成度評価までの手順

- (1) 到達目標の達成度については、毎月提出する月報により経験した症例数をプログラム責任者に報告し症例の経験状況を報告するとともに研修開始より6ヵ月経過時に研修歯科医評価票を用いて評価を行い、研修歯科医に形成的評価（フィードバック）を行う。

形成的評価（フィードバック）とは、目標と現状との関係を知り、目標達成のために方略を微調整する目的で、研修歯科医が自らの到達度（できていること、できていないこと）を客観的に把握できるよう、指導歯科医・指導者及び医療従事者からの評価や具体的なアドバイスを研修歯科医に提供することをいう。当院では指導歯科医及び歯科衛生士・看護師による多職種評価を行う。

フィードバックが効果的に機能するためには、指導歯科医・指導者と研修歯科医との間に適切な信頼関係が構築され、一貫性を持った評価基準のもとで必要な情報が十分に収集された上で、明示された到達目標と研修評価票の内容を基に適切な頻度で行う必要がある。毎月終了時には、月報及び評価票による評価を行うだけでなく、省察の時間を持ち、次月の研修で何を学ぶべきかなど、具体的に目標達成の方向性を見出せるよう、十分な話し合いの時間を持つこととする。

- (2) 1年間（12ヵ月）の研修終了時の最終的な達成状況については、臨床研修の目標の達成度判定票を用いて規定する到達目標の達成状況を評価（総括的評価）する。最終的な修了の認定は、臨床研修センター運営委員会及び臨床研修センターで実務を行い、歯科臨床研修管理委員会において審議・承認後、管理者が修了証書を発行する。

【8. 研修歯科医の募集定員並びに募集及び採用の方法】

1. 募集定員

6名

2. 募集の方法

歯科臨床研修プログラムを公開し全国から募集する。応募の窓口は臨床研修センターとする。

3. 募集の時期

毎年6月初旬より募集を行う。

4. 採用の方法

- ①臨床研修センター運営委員会で選考し採用を内定する。
- ②当院は歯科医師臨床研修マッチング協議会が実施するマッチングに参加する。

【9. 研修歯科医の処遇に関する事項】

当院の研修歯科医として採用する。研修中はその身分を明らかにする措置を講じ、病院は研修環境の整備に努力する。

1. 常勤又は非常勤の別

常勤とする

2. 研修手当、勤務時間及び休暇に関する事項

①研修手当

給与：月額 250,000 円（宿日直手当別途支給）

賞与：なし

②勤務時間及び休暇

- ・基本的な勤務時間：8時30分～17時
- ・有給休暇：10日間
- ・特別休暇：冠婚葬祭時に必要な休暇あり
- ・週休2日制（土曜日・日曜日）、祝日
- ・フレックス休暇：5日間
- ・年末年始休暇：12月29日～1月3日
- ・開学記念日：4月23日

3. 時間外勤務及び当直に関する事項

①時間外勤務：拘束しない

②時間外勤務手当：なし

③宿日直：約3回/月

④宿日直手当：宿直 18,000 円、日直 18,000 円 ※但し、免許取得後6か月間は1/2を支給

4. 研修歯科医のための宿舎及び病院内の室の有無

- ①宿舎：有料(30,000 円～35,000 円)で提供している
- ②住居手当：なし※月額給与に込み
- ③病院内の室：共同利用室（研修医室※医師と共用）を提供し個人用のデスク・ロッカーを貸与する。

5. 社会保険・労働保険に関する事項等

- ①公的医療保険・公的年金保険：日本私立学校振興・共済事業団に加入する
- ②労働者災害補償保険：加入する
- ③雇用保険：加入する

6. 健康管理に関する事項

- ①獨協医科大学の規定により年1回定期健康診断を受けなければならない。
- ②放射線被爆管理を目的として線量計の装着を義務付けている。
- ③上記の他、予防注射を行うことがある。

7. 歯科医師賠償責任保険に関する事項

- ①当院が加入する病院医師賠償責任保険を適応する。
- ②個人賠償責任保険の加入は任意とする。

8. 外部の研修活動に関する事項

- ①学会、研究会への参加：可とする。
- ②費用負担：獨協医科大学の規定により年額 45,000 円を上限に支給する。

9. その他

白衣無償貸与（クリーニング代当院負担）、診療衣洗濯代当院負担